

# 海外販路開拓 チャレンジ事業ご案内



## 【お問い合わせ先】

金沢市 経済局 産業政策課 政策推進係

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2204 FAX 076-260-7191

MAIL [sansei@city.kanazawa.lg.jp](mailto:sansei@city.kanazawa.lg.jp)

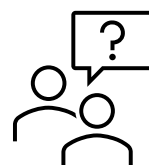
# 海外販路開拓チャレンジ事業

## (市場調査・販路開拓事前準備事業)

概要	中小企業者等の競争力を強化し、本市のものづくり産業の振興を図るため、自社製品の海外販路開拓に向けて行う市場調査・販路開拓事前準備に要する経費の一部を助成します。
対象者	<p>中小企業者又は中小企業団体</p> <p>〈中小企業者は、以下のいずれにも該当する者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業 その他これらに類する業種に属する事業を営む者</li> <li>○申請以前に引き続き1年以上市内において本社を置く者</li> <li>○市税を滞納していない者</li> </ul> <p>〈中小企業団体は、以下のいずれにも該当するもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む者の数が全ての構成員の数の2分の1以上を占めるもの</li> <li>○申請以前に引き続き1年以上市内において主たる事務所を有しているもの</li> <li>○市税を滞納していないもの</li> </ul>
対象経費	<p>調査委託費*、翻訳費*、海外市場向け商品の仕様変更費*、海外向け広告宣伝費*、外国語版ホームページ作成委託費、海外ECサイト初期登録料*</p> <p><small>※海外向け広告費は海外市場にのみ向けたものが対象。(日本語併記のものは対象外) ※外国語版ホームページ作成委託費は新たに外国語版ホームページを作成する場合のみ対象、改修は対象外。 ※海外版ECサイトは既存ECサイトに登録する経費のみ対象、自社で構築する経費は対象外。</small></p>
補助率	<p>対象経費の合計額の1/2(新商品は2/3)</p> <p><small>※新商品(補助率2/3 限度額140万円)が適用されるのは対象経費の*ついたもののみ。</small></p>
補助限度額	100万円(新商品は140万円)
利用回数	1回/各年度、通算3回まで
申請時期等	随時受付(予算に限りがありますので、決まり次第、お早めにご相談ください)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請時に見積書等の提出が必要です。</li> <li>○他の助成制度(国、県、その他の助成)との重複は認められません。</li> <li>○実施前に本市の助成認定を受ける必要があるため、助成認定前に支出した経費は補助対象外となります。</li> <li>○対象経費を複数組み合わせる利用することが可能です。</li> <li>○本事業と海外見本市等出展事業、輸出に係る事業は同一年度実施できます。</li> </ul>

この制度は対象経費の合計が以下の場合に支援の対象となります。

- 〈中小企業者又は中小企業団体〉  
400,000円以上
- 〈小規模企業者〉  
200,000円以上



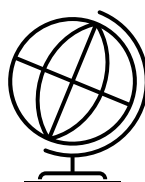
# 海外販路開拓チャレンジ事業 (海外見本市等出展事業)

概要	中小企業者等の競争力を強化し、本市のものづくり産業の振興を図るため、自社製品の海外販路開拓に向けて行う海外見本市出展に要する経費の一部を助成します。
対象者	<p>中小企業者又は中小企業団体</p> <p>〈中小企業者は、以下のいずれにも該当する者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業 その他これらに類する業種に属する事業を営む者</li> <li>○申請以前に引き続き1年以上市内において本社を置く者</li> <li>○市税を滞納していない者</li> </ul> <p>〈中小企業団体は、以下のいずれにも該当するもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む者の数が全ての構成員の数の2分の1以上を占めるもの</li> <li>○申請以前に引き続き1年以上市内において主たる事務所を有しているもの</li> <li>○市税を滞納していないもの</li> </ul>
対象経費	小間料、小間装飾料（ <b>備品費、消耗品費は対象外</b> ）、出展物の梱包料及び輸送料、通訳費（通訳の交通費等は対象外）
補助率	対象経費の合計額の1/2（新商品は2/3）
補助限度額	100万円（新商品は140万円） ※新商品（補助率2/3 限度額140万円）が適用されるのは、新商品を見本市で展示した場合、あるいは新商品が記載されたカタログ・パンフレットを配布した場合のみ。（通常商品と新商品を共に出展しても可。）
利用回数	1回／各年度、通算5回まで ※旧制度を既に5回利用したことがある場合でも、新制度を新たに5回利用することができます。
申請時期等	随時受付（予算に限りがありますので、決まり次第、お早めにご相談ください）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物産展等の展示即売会、またそれに類するものは見本市と認められません。</li> <li>○申請時に見積書等の提出が必要です。</li> <li>○他の助成制度（国、県、その他の助成）との重複は認められません。</li> <li>○実施前に本市の助成認定を受ける必要があるため、助成認定前に支出した経費は補助対象外となります。</li> <li>○本事業と、市場調査・販路開拓事前準備事業、輸出に係る事業は同一年度を実施できます。</li> </ul>

※旧制度の「海外販路開拓支援事業（見本市）」で行っていた国内見本市への出展支援、オンライン見本市への出展支援は廃止となり、新制度では**海外見本市への出展のみ補助金の対象**となります。

この制度は対象経費の合計が以下の場合に支援の対象となります。

- 〈中小企業者又は中小企業団体〉  
400,000円以上
- 〈小規模企業者〉  
200,000円以上



# 海外販路開拓チャレンジ事業

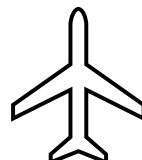
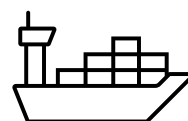
(輸出に係る事業)

※海外見本市等出展事業で出展した国に輸出する場合のみ

概要	中小企業者等の競争力を強化し、本市のものづくり産業の振興を図るため、自社製品の海外販路開拓に向けて行う輸出に係る経費の一部を助成します。
対象者	中小企業者又は中小企業団体 ※海外見本市等出展事業で出展した国に輸出する場合があります  〈中小企業者は、以下のいずれにも該当する者〉 ○製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業 その他これらに類する業種に属する事業を営む者 ○申請以前に引き続き1年以上市内において本社を置く者 ○市税を滞納していない者  〈中小企業団体は、以下のいずれにも該当するもの〉 ○市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む者の数が全ての構成員の数の2分の1以上を占めるもの ○申請以前に引き続き1年以上市内において主たる事務所を有しているもの ○市税を滞納していないもの
対象経費	通関費、国際輸送・梱包費、国内輸送・荷役・保管費、輸出検査費、保険料、法務・契約・権利対応費、決裁・送金関連費
補助率	対象経費の合計額の1/2（新商品は2/3）
補助限度額	100万円（新商品は140万円） ※新商品（補助率2/3 限度額140万円）が適用されるのは、輸出する製品に新商品が含まれている場合。
利用回数	1回／各年度、通算5回まで
申請時期等	随時受付（予算に限りがありますので、決まり次第、お早めにご相談ください）
留意事項	○申請時に見積書等の提出が必要です。 ○他の助成制度（国、県、その他の助成）との重複は認められません。 ○実施前に本市の助成認定を受ける必要があるため、助成認定前に支出した経費は補助対象外となります。 ○本事業と、市場調査・販路開拓事前準備事業、海外見本市等出展事業は同一年度を実施できます。

この制度は対象経費の合計が以下の場合に支援の対象となります。

〈中小企業者又は中小企業団体〉  
400,000円以上  
〈小規模企業者〉  
200,000円以上



# 補足

## 〈中小企業者・小規模企業者とは〉

以下の資本金基準、従業員数基準のいずれかを満たす会社を指します。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下	20人以下
情報サービス業 映像・音声等制作業 デザイン業	5千万円以下	100人以下	5人以下

## 〈中小企業団体とは〉

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

また、これらの中小企業団体に準ずると市長が特に認める団体

## 〈新商品とは〉

以下の条件を満たす商品を指します。

- ア 販売開始（出荷開始）から12か月以内であること
- イ 従来商品と比べて、次のいずれかに該当すること
  - ①主要機能が追加されている
  - ②用途・対象市場が新規である（海外規格対応。ただしパッケージの翻訳対応のみは不可）
  - ③機能・性能・用途・構造・素材・デザイン等に実質的な変更がある
- ウ 次のいずれにも該当しないこと
  - ①型番変更のみ、パッケージ変更のみ、色替えのみ、または表示変更のみ
  - ②既存商品のセット販売（単なる組み合わせ）
  - ③既に同一商品を過去に見本市出展済み、若しくは輸出実績がある